

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 西方寺福社会

# 社会福祉法人西方寺福祉会 役員等報酬及び旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西方寺福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により総額200,000円を超えない範囲で、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないことができる。

|          | 報 酬 (日額) | 費 用 弁 償 (日額) |
|----------|----------|--------------|
| 理事会出席報酬等 | 5,568円   | 0円           |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないことができる。

|           | 報 酬 (日額) | 費 用 弁 償 (日額) |
|-----------|----------|--------------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,568円   | 0円           |

3 交通費の実費が、報酬及び実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を月払い、年払いで支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業

務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 支給の時期は、毎月又は出席の都度行う

7 支給の手段は、銀行振込又は、手渡しにて行う。

#### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費（日額）  | 報酬（日額）   | そ の 他 |
|-----|----------|----------|-------|
| 実 費 | 15,000 円 | 11,137 円 | なし    |

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

#### 附 則

この規定は、令和1年7月1日より適用する。

別表 1

| 名 称            | 報 酬     | 実費弁償費 | 備 考         |
|----------------|---------|-------|-------------|
| 理事長業務報酬等（半日）   | 5,568 円 | 0 円   |             |
| 理事長業務報酬等（1時間）  | 1,392 円 | 0 円   |             |
| 常務理事業務報酬等（1時間） | 1,392 円 | 0 円   | 職員との兼務がない場合 |
| 理事業務報酬等（日額）    | 5,568 円 | 0 円   |             |
| 監事監査指導報酬等（日額）  | 5,568 円 | 0 円   |             |
| 評議員業務報酬等（日額）   | 5,568 円 | 0 円   |             |

## 別紙

### 理事長及び常務理事業務報酬基準額について

給与等支給規程 初任給基準表 「給料表（１）」の大学卒の「２級５号」を月額基準とし、俸給表（行一）より「¥169,000」を元に、給与等支給規程第５条および、第６条を適用し月額を設定。

１年（12ヶ月）＋賞与 3.5 か月の 15.5 ヶ月を掛け、１年の総額を算出し、総額÷所定労働時間で１時間当たりの時給額を算出。

#### <計算式>

$$¥169,000 \times 1.06 \times 1.04 \times 15.5 \text{ か月} \div 2085 \text{ 時間} \doteq ¥1,385$$

役職を考慮し、上記金額以上とする。

税金等の年末調整等の事務負担軽減を考慮し 1,392 円と設定する。

### 理事会及び評議員会の出席報酬等について

理事会及び評議員会の出席報酬については、理事会の日当を基準とするが、理事会等の報酬は現金手渡しを行う。その為、計算換金及び年末調整等の事務負担軽減の為に 5,568 円とする。